

■まちづくり基本計画に係る変更部分

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
2-1	93	1	取り組み	子育て、学習支援、習い事など様々な目的に身近な地域拠点を活用して、「共育」*活動を推進する。	身近な地域拠点を活用して、「共育」*活動を推進する。	地域拠点の活用目的について例示する必要がないため	市民協働課
2-1	93	2	取り組み	熟年者の知恵や経験が、他世代の人たちに役立ち喜ばれるような「共育」の仕組みづくりを進める。	削除	取り組みの趣旨に変更はないが、特筆する必要がないため	市民協働課
3-1	117	1	取り組み	神奈川県の実施する線引き*見直し時において、県の方針に合致する、市街化の見込みのない市街化区域*縁辺部の緑地については、地権者の同意を得た上で市街化調整区域*への編入手続きを行うことで良好な自然環境の保全を図る。（県の都市計画決定）	削除	総合計画から分離し、改めて策定する都市計画マスタープランに関わりうる内容であることから、総合計画からは削除すべきため	環境都市課
3-1	117	2	現況・課題	市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊*として保全整備を図る必要がある。	市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつないだ自然の回廊*として保全していく必要がある。	コース、案内板整備についてはすべての回廊で一通り終了したため	経済観光課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管	
3-1	117	2	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図る。 ・緑の美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキング道や案内板の整備により魅力の増大を図るほか、子どもたちを遊ばせるための山の活用などに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然の回廊プロジェクト」として、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図るため、「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の活動を支援する。 ・魅力の発信を図るため、自然の回廊の案内板の維持管理及びリーフレット等を配布する。 ・各ゾーンの自然を生かした工夫に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コース、案内板整備についてはすべての回廊で一通り終了したため。保全について記載 ・子どもの遊び場等については活用として、後段にまとめて記載したため ・市民団体の設立は達成しており活動の支援となっているため 	経済観光課	
					<ul style="list-style-type: none"> ・「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の増加のためのPR、シンポジウム等を行う。 ・各ゾーンの主要部に付随するコースを決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の美しい山にもっと親しめる環境づくりとして、ハイキングコースの維持管理を行う。 	文言整理のため	緑政課
						<ul style="list-style-type: none"> 逗子の自然やまちの環境を生かした遊び場を活用し、子どもの外遊びの機会を提供する。 <p>※3-1から1-5に移動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然の回廊は市街地を取り囲む山、川、海をそれぞれの特徴を生かしながらかつなくものであり、子ども達の遊び場は、原文の「山の活用」だけでなく様々な自然の活用が可能であるため。 	子育て支援課
3-1	117	3	取り組み	緑の保全のための財源確保等の検討を行う。	削除	制度的に保全を図るためには、財源の確保は必須ではないため。	緑政課	

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
3-1	118	4	現況・課題	市域周辺のみどりを形成する神武寺・鷹取山、二子山を大楠山地域と併せ、三浦半島全域を視野に入れた国営公園として整備するため、「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」を組織し誘致活動を続けている。 「池子住宅地区及び海軍補助施設」*地区の池子住宅地区を除いた後背地については、将来位置付けを協議する地区として位置付けられている。今後も関係自治体と連携を取りながら国営公園の候補地拡大及び早期実現の推進が求められている。	公園整備から長期間が経過し、周辺環境の変化が著しい公園もあることから、市民ニーズに柔軟に対応し、公園の持つ様々な機能を発揮する整備、維持管理及び活用が求められている。	「公園の整備、維持管理及び活用」という大きな括りとするため。	緑政課
3-1	118	4	取り組み	池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、（仮称）池子の森自然公園の整備を図る。	池子住宅地区の一部約40haの共同使用を受けて、池子の森自然公園の自然環境の保全と活用を図る。	・（仮称）を削除する ・整備は一旦終了し、保全と活用を図る	緑政課
3-1	118	5	現況・課題	地球温暖化対策や災害時に近隣住民等の命を守る事にもつながる、市街地における緑地の回復が求められている。多様な命の源となる緑の山は、杉や檜林と里山（雑木林）、土地本来の潜在自然植生の常緑広葉樹の森（いのちの森*）が混在した健全な状態への再生が求められている。	地球温暖化の進行や大規模災害、局所的豪雨の頻発、ヒートアイランド現象の顕在化等の問題についての対応等、持続可能な都市づくりへの取り組みが求められている。 みどりの量的な確保のみならず、みどりの持つ環境保全や防災機能等、多面的な機能の充実を図り、みどりの質的な向上を図る必要がある。	「みどりの保全と緑化の推進」という大きな括りとするため。	緑政課
3-1	118	5	取り組み	市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、災害避難場所への、常緑広葉樹の植樹（いのちの森）について検討し、実施する。	市街地の緑の創造とより安全な避難場所をつくるために、常緑広葉樹の植樹（いのちの森）を行う市民活動を支援する。	文言の整理	緑政課
3-1	119	8	取り組み	プロムナード	遊歩道として利活用	分かりづらい用語	都市整備課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
3-4	134	1	取り組み	沿岸市街地を海岸の自然景観と建築物等が相互に融合したまちなみとなるように推進する。	削除	方針や目標のような内容であり、取り組みには該当しないため。また、景観計画に同じような表記があるため、あえて総合計画に記載する必要はないと考える。	まちづくり景観課
3-4	134	1	取り組み	逗子の潜在的価値を生かし、海辺、山、商業地、住宅地などを一体的につなげ、回遊性をもたせるとともに、景観を向上させる。	削除	方針や目標のような内容であり、取り組みには該当しないため。また、景観計画に同じような表記があるため、あえて総合計画に記載する必要はないと考える。	まちづくり景観課
3-4	134	1	取り組み	国道134号線の地下化について、実現可能性の検討を国や県に要請する。	削除	極めて実現不可能であるため	都市整備課
3-4	134	2	現況・課題	景観形成重点地区*を3地区指定し、そのガイドラインを整備するとともに条例改正、計画改定を行うなど景観条例、景観計画の本格的運用を開始しているが、さらに地域の特性を加味したガイドライン及び景観条例の運用による景観形成が求められている。	景観条例、景観計画を運用し一定規模以上の民間施設や景観重要公共施設の景観誘導を行っているが、地域特性や立地条件を踏まえた景観配慮が十分にされているとはいえず、さらなる効果的な手法を検討することが求められている。	趣旨は変わらないが書き方の変更	まちづくり景観課
3-4	134	2	取り組み	景観形成重点地区の指定について市民参加*で検討等を行う。	地域特性や立地条件に応じた施設整備が行なわれるよう、景観形成重点地区の追加指定を含め様々な手法を検討し、地域資源がより生かされる方策を実施する。	重点地区の追加指定に拘らず効果的な景観形成手法の検討が求められているため	まちづくり景観課
3-4	134	2	取り組み	逗子市景観条例、逗子市景観計画を適正に運用、実施する。	削除	通常業務で特筆すべき項目ではないため	まちづくり景観課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
3-4	134	3	現況・課題	風致*に適合したデザインによる景観の向上を図るため、2013（平成25）年度に制作した景観デザインコード*を今後、景観誘導のツールとして活用していく必要がある。	逗子らしい特徴を持った美しい街並みを育てるため、市民協働で作成した景観啓発冊子「まちなみデザイン逗子」を景観誘導のツールとして活用していく必要がある。	「景観デザインコード」と称していた望ましいまちなみのデザインを示した誘導的基準の名称が「まちなみデザイン逗子」に確定したため。	まちづくり景観課
3-4	134	3	取り組み	景観デザインコードを周知し、今後の新規建築や外構まわりの変更等に生かしてもらうよう誘導する。	「まちなみデザイン逗子」の普及啓発を図り、市民の自発的な景観づくりに活用してもらうよう誘導する。	同上及び建築や外構だけでなくアダプト活動等も含んでいるため文言を訂正。	まちづくり景観課
4-1	140	1	取り組み	望ましい土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。	削除	総合計画から分離し、改めて策定する都市計画マスタープランに関わりうる内容であることから、総合計画からは削除すべきため。	環境都市課
4-1	141	4	現況・課題	ゆとりある良好な住宅地を形成するために、市民の合意を得つつ敷地面積の最低限度の導入に向けて取り組んでいる。	削除	敷地面積の最低限度については、10年間にわたり調査研究及び市民周知を行った結果、市民の合意形成が得られず、2019年3月に断念したため。	まちづくり景観課
4-1	141	5	現況・課題	土地利用の見直しは、土地所有者の権利に関わる問題であるが、良質な景観を維持、創造するためには私権の一定の制限が必要である。	削除	景観は第3節に記載すべき。また、実施計画に記載すべき文書とは思えないため。第2節の土地利用方針（1）基本方針に「市民は土地についての私権に一定の政権を受容し」と記載されており、それで十分と考えるため。	まちづくり景観課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
4-1	141	5	取り組み	景観に優れたまちをつくることは、土地の資産価値を向上させることをも念頭に、土地所有者を啓発し、理解を求めていく。	削除	景観は第3節に記載すべき。また、実施計画に記載すべき文書とは思えないため。第2節の土地利用方針（1）基本方針に「市民は土地についての私権に一定の政権を受容し」と記載されており、それで十分と考えるため。	まちづくり景観課
4-2	146	4	取り組み	防災性の高い土地利用を実現するため、必要に応じて都市計画制度の導入を検討する。	削除	総合計画から分離し、改めて策定する都市計画マスタープランに関わりうる内容であることから、総合計画からは削除すべきため。	環境都市課
4-2	147	6	取り組み	生垣推進、ブロック塀撤去等を支援する。	危険ブロック塀の撤去（危険ブロック塀撤去の補助金交付）	生垣推進は第3節に関する事項なので削除	まちづくり景観課
4-2	148	11	現況・課題	防犯を意識したまちづくりを推進する上で、公共施設（公園、広場、生活道路など）設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。	公共施設（公園、広場、生活道路など）設置の際には、防犯の視点から死角の排除、照明の確保等、防犯の視点を取り入れた設計となるよう専門家と連携して防犯対策を行う必要があるが、基準等、チェック体制が整っていない。	具体的施策に「犯罪のないまちづくりの推進」の文言が含まれているため。	防災安全課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
4-3	152	1	取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進、自動車利用の抑制、自転車利用の促進、ルールづくりなどを行う。 カーシェアリング*の検討や児童等の送迎時における相乗りの推奨など効率的な自動車利用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進、シェアサイクル・カーシェアリングの検討など、自家用車に頼らずとも生活できる環境づくりに向けた、効率的な自動車利用を推進する。 地域主体によるコミュニティバス等の運行に向けた支援をする。 バス、電車への乗り換えを容易とするシステムの実施を検討する。 	<p>少子高齢化、新しい生活様式の普及などにより、公共交通の衰退が全国的な課題となるなか、地域の公共交通を最大限活用しながら、多様なモビリティを賢く選択できる環境づくり及び市民の行動変容が求められ、交通環境整備、交通ルール・マナーの浸透、MaaS（公共交通手段の統合）の社会実装を総合的に検討すべきであると考えするため。</p> <p>“推奨”という掛け声ではなく、地域の移動需要を効率よく満たす仕組みを検討すべきであると考えするため。</p>	環境都市課
4-3	152	1	取り組み	低公害車への乗り換えの啓発・推進などにより、自動車の環境負荷を少なくする。		国の「地域脱炭素ロードマップ」において、脱炭素の基盤となる重点対策として“ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV／PH EV／FCV）”が挙げられており、環境政策として取組む必要があるため。	環境都市課
4-3	152	3	取り組み	バリアフリー	4-4にも同様の記載あり	4-4に統合	都市整備課
4-3	153	3	現況・課題	低床式ノンステップバスの導入の促進、分かりやすい歩行者用案内標識の設置など、車いす利用者、高齢者、妊婦、子どもなどが安全で快適に利用できる交通環境をつくる。	削除	ノンステップバスの導入促進については、三浦半島生活交通ネットワーク計画協議会において「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」として着実に進められており、総合計画の取り組みからは削除するもの。	環境都市課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
4-3	153	3	取り組み	公共施設等を結ぶ移動手段の検討を進める。	削除	現状としては、公共施設に特化するのではなく、市域全体として移動手段を検討すべき状況であるため。	環境都市課
4-3	153	4	取り組み	自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。（歩行者・自転車・自動車の分離、都市計画道の見直しなど）	自動車利用の際、事故、公害、混雑を軽減するために、歩行者、自転車、自動車の棲み分け、共存のあり方を点検するなど、限られた道路空間を有効に活用する工夫と、それを実現する仕組みの検討を行う。	現状としては、歩行者、自転車、自動車の分離は現実的ではなく、また、都市計画道の見直しについては、総合計画から分離し、改めて策定する都市計画マスタープランに関わりうる内容であるため。	環境都市課
4-3	153	5	取り組み	自転車利用の啓発とそのため環境整備として駅やバス停の近くに駐輪場を整備する。	民間事業者による駅周辺の開発の際には、十分な台数の駐輪場を設置するよう求めていくなど、民間事業者等と協働した駐輪環境の整備を進める。	“自転車利用の啓発”は3-3や「歩行者と自転車を優先するまち推進事業」で取り組む。 “駅やバス停の近くへの駐輪場の整備”については、駅周辺で民間駐輪場が複数継続して運営されており、取り組みとして明記する必要がない状況であるため。	環境都市課
4-4	157	6	取り組み	幹線市道など道路幅員等の状況で可能な道路について、歩行者、自転車、自動車の分離を図る。	削除	現状としては、歩行者、自転車、自動車の分離は現実的ではなく、自転車誘導マークの設置等による自転車利用環境の向上を図るべきであるため。	環境都市課
4-5	161	3	取り組み	（仮称）小坪海浜地域活性化計画を策定し、漁業振興策の具体化を図るとともに、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯を魅力的な海浜地区として位置付ける。	・（仮称）小坪漁港活用・活性化計画を策定し、漁業振興策の推進を図る。 ・その後、（仮称）小坪漁港活用・活性化計画及び整備の状況を踏まえ、逗子マリーナ及び小坪マリーナを含む小坪漁港周辺一帯と連携を図り、小坪海浜地域活性化事業に着手する。	漁港の活用・活性化による漁港の取り組みが終了後に、小坪海浜地域の活性化計画に着手するように変更となっているため。	経済観光課

体系	実施計画のページ	No.	現況・課題／ 取り組み	前期実施計画の記載	変更する内容（変更文案）	変更する理由	所管
5-1	168	1	取り組み	市民自らが計画の達成状況を検証することにとどまらず、「まちづくりの主体」として参加できる仕組みをつくる。	削除	基本構想「第4章計画の実現に向けて」に考え方を位置づけており、実施計画の取り組み（市民の横断的なネットワーク会議）としては削除する。	企画課
5-1	169	4	取り組み	「ふれあい活動」を推進するために、活動する場の整備を図る。	互いの顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する。	公設による「ふれあい活動」の場の整備ではなく、空き家等を活用した市民の活動を支援していく方針としたため。	市民協働課
5-1	169	4	取り組み	市は住民自治協議会と役割を分担しながら、地域活動や「ふれあい活動」を担う人材の確保・育成、支援する仕組みを検討し、進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会に対して財政支援、活動場所の提供その他必要な支援を行うとともに、未設立の地域に対し、住民自治協議会の設立を支援する。 ・互いの顔が見え、交流でき、歩いていける範囲において行われる「ふれあい活動」を推進する。 	No. 2とNo. 4を統合した上で文言整理をしたため	市民協働課